

平成 24 年度事業報告

1 会 議

(1) 平成 24 年度第 1 回理事会

- ・開催日時 平成 24 年 6 月 11 日(月)
- ・開催場所 グランドアーク半蔵門
- ・議事 ①総会提出議案に関する事
②その他本会の運営に関する事

(2) 平成 24 年度総会

- ・開催日時 平成 24 年 6 月 11 日(月)
- ・開催場所 グランドアーク半蔵門
- ・議事
 - 1 平成 23 年度事業報告及び収支決算の承認に関する件
 - 2 役員候補の補選に関する事
 - 3 平成 24 年度事業計画(案)及び収支予算の議決に関する件
 - 4 全相協の公益法人化に関する件
 - 5 その他業務運営に関する件

(3) 平成 24 年度第 2 回理事会

- ・開催日時 平成 25 年 3 月 15 日(金)
- ・開催場所 グランドアーク半蔵門
- ・議事
 - I 平成 24 年度事業報告等に関する事
 - 1 平成 24 年度事業報告及び収支決算に関する件
 - 2 平成 25 年度事業計画及び収支予算に関する件
 - 3 平成 25 年度全相協会長表彰に関する件
 - 4 平成 25 年度創生事業の運用に関する件
 - II 全相協の公益法人化に関する事
 - 1 公益法人化に伴う関連規定類の制定
 - III その他業務運営に関する事
 - 1 事務局長の承認に関する件
 - 2 その他業務運営に関する件

2 事業

(1) 啓発宣伝事業

広報宣伝用リーフレット「困ったら一人で悩まず行政相談」、「くらしに役立つ行政ミニ情報(No.49)~成年後見制度について知っておこう~」を作成し、行政相談委員に配布した。

また、全相協の活動等の情報を行政相談委員に提供するため、「全相協だより」を年1回発行し、全委員に配布した。

(2) 普及教育事業

ア 行政相談委員研修の推進

全相協と各広相協の共催による行政相談委員研修を実施した。

イ 季刊「行政相談」の発行

季刊「行政相談」No.133~136を発行した。

(3) 連絡指導事業

全相協及び広相協、地相協との相互の情報提供・連絡等連携の緊密化をより深めるため、研修会等に参加し、業務説明・意見交換を行うなど直接対話に努めた。

また、地相協における積極的かつ他の範となる活動等については、「季刊行政相談」等でこれを取り上げ、委員に周知した。

(4) 出版事業

25年版「行政相談委員手帳」を編集発行した。

(5) 調査研究事業

既存の調査研究について、報告書の見直し、収集資料の整備等を行った。

(6) 国際交流事業等

ア 平成24年11月30日、総務省を訪問したベトナム国家監察省の日本視察団に「行政相談委員制度と行政相談委員の団体の機能と活動」について説明し、意見交換を行った。

イ 日本オンブズマン学会の会員として、平成24年4月15日、明治大学(東京都千代田区)で行われた学会に出席したほか、11月14日、総務省(東京都千代田区)で開催された第14回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会議に出席し意見交換を行った。

- (7) 表彰事業
本会の発展に功績のあった行政相談委員 100 名に対し、全相協会長表彰を行った。
- (8) 創生事業(特別会計)
- ア 行政相談委員活動の活性化
基本財産の運用収入により、広相協・地相協が実施した広報活動・研修活動に対し例年どおりの配分基準に基づき支援を行った。
- イ 特別配分事業の実施
平成 24 年度は、千葉地相協の「各種広報の効果等の検証事業—千葉一日合同行政相談所における新聞折り込みチラシによる広報効果を中心として—」を採用した。
- ウ 基本財産の造成
基本財産の造成については、広相協・地相協・行政相談委員の協力・支援を受けて目標達成に努力した。
(24年度寄付金 36 万円 25年3月31日現在総額 290,940 千円)
- (9) 賛助会員の募集
- ア 全相協活動に対する理解と支援を図るため、定款第 5 条に定める賛助会員の募集に努めている。
(25年3月31日現在の会員数:法人会員 3 団体、個人会員 19 名)
- イ 行政相談委員経験者との連携が行政相談委員活動において有効であることから、その推進を図ることとした行政相談委員経験者を対象とした賛助会員の募集に努めている。
(25年3月31日現在の会員数 30 名)

3 公益法人化に向けた諸手続きについて

- ア 平成 24 年 6 月 11 日開催の平成 24 年度総会の議決に基づき、平成 24 年 10 月 25 日に内閣総理大臣に対し、公益社団法人への移行認定申請書を提出した。
- イ 平成 24 年 6 月 11 日の平成 24 年度総会において承認された「公益社団法人全国行政相談委員連合協議会定款」等に基づき、平成 25 年度事業計画(案)及び同予算(案)を策定し、平成 25 年 3 月 15 日開催

の平成 24 年度第 2 回理事会に提出、いずれも原案通り承認された。

ウ 公益法人化に伴う関係規程の見直しを行い、規程等整備案を平成 25 年 3 月 15 日開催の平成 24 年度第 2 回理事会に提出、いずれも原案通り承認された。

なお、規程案のうち、会費規程（案）については、総会議決事項であることから、平成 25 年度通常総会に議案として提出することとされた。

エ 平成 25 年 3 月 21 日付けで、内閣総理大臣から「公益社団法人として認定する」旨の認定書の交付を受けた。

また、平成 24 年 6 月 11 日の平成 24 年度総会の決議に基づき、平成 25 年 4 月 1 日付けで「特例民法法人の解散の登記」及び「公益社団法人の設立の登記」を行うべく当該登記手続を司法書士に委任した。